

まちづくり委員会資料

陳情の審査

陳情第53号 羽田新飛行ルート直下の実態調査に関する陳情

資 料	羽田空港の機能強化に関する取組について
参考資料1	羽田空港のこれから（国土交通省）
参考資料2	川崎市子どもの権利に関する条例
参考資料3	第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画
参考資料4	まちづくり委員会資料（令和4年1月27日）

まちづくり局

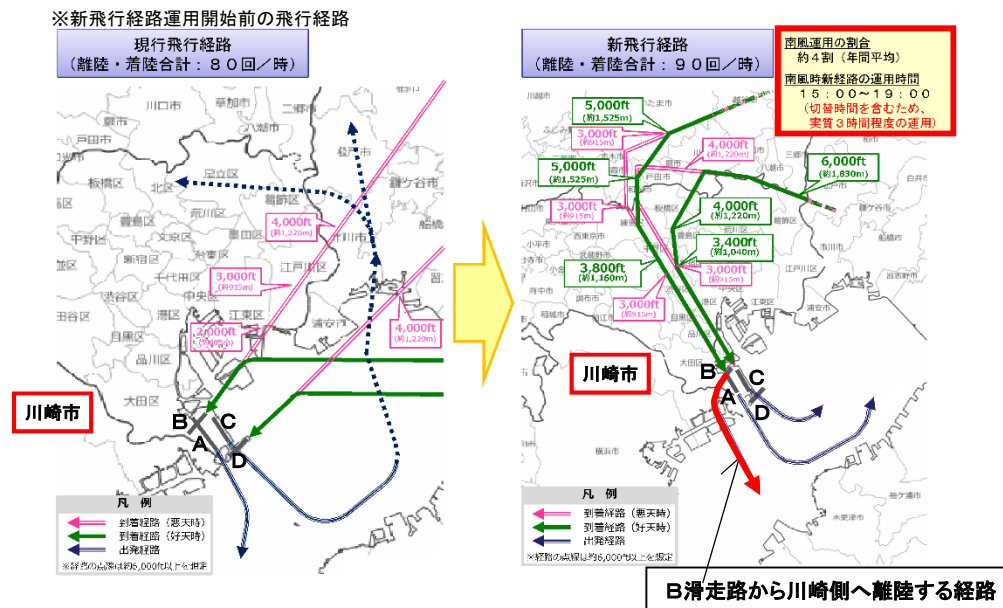
羽田空港の機能強化に関する取組について

資料

1 新飛行経路について

- 平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略において、首都圏空港の機能強化が盛り込まれ、これからの日本の成長を支え、経済・社会を維持・発展させていくため、羽田空港をさらに世界に開き、諸外国との結びつきを深めていくことが必要であるとして、国において国際線増便の取組が進められた。
- 国は、国際線増便のための様々な方策の検討を行った結果、B滑走路から川崎側へ離陸する新飛行経路を示した（図1）。
- 令和2年3月29日、国は関係自治体からの意見・要望や、住民からの心配の声があることを踏まえ、それらをしっかりと受け止め、丁寧に対応することを前提として、新飛行経路の運用を開始した。

図1 南風時の新飛行経路（従前との比較）



出典：「2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し羽田空港において国際線を増便します」（別紙）（国土交通省）※一部加筆

図2 南風時の新飛行経路（B滑走路から川崎市側へ離陸）



出典：川崎市上空における南風時の新飛行経路（国土交通省）※一部加筆

2 新飛行経路の運用状況 ※国土交通省HPをもとに作成

■南風運用の実績

	令和4年度	令和5年度									
	計(4～3月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(4～12月)
運用日数	145日	19日	18日	21日	28日	27日	19日	11日	13日	10日	166日
B滑走路離陸便数 (南風運用時の1日当たり平均離陸便数)	6,927便 (約47便)	971便 (約51便)	1,033便 (約57便)	1,166便 (約55便)	1,674便 (約59便)	1,312便 (約48便)	1,050便 (約55便)	638便 (約58便)	688便 (約52便)	487便 (約48便)	9,019便 (約54便)

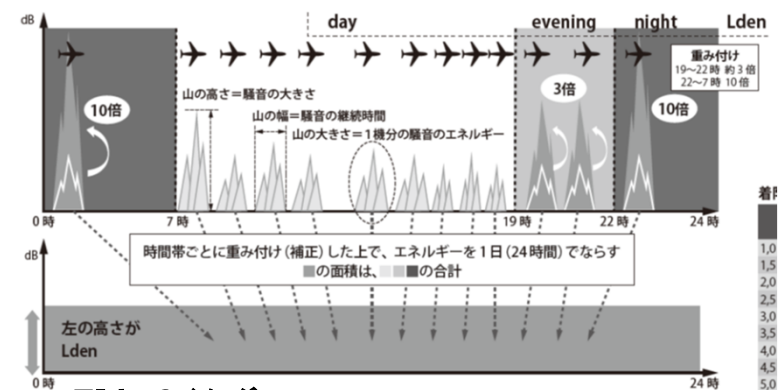
■騒音測定結果（国立医薬品食品衛生研究所）

	住民説明会 等での 推計平均値	令和 4 年度		令和 5 年度実測値平均											
		実測値 平均	年間 Lden	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 (速報)	2月 (速報)	
大型機	91dB	81.4dB	55dB	85.5dB	85.7dB	85.9dB	86.4dB	87.5dB	85.6dB	87.0dB	87.2dB	87.3dB	83.7dB	84.5dB	
中型機	—	77.3dB		82.0dB	82.1dB	82.8dB	83.0dB	83.2dB	82.8dB	83.2dB	83.5dB	83.3dB			
小型機	86dB	78.7dB		83.9dB	84.4dB	84.4dB	84.1dB	84.3dB	84.0dB	84.8dB	85.0dB	84.2dB			

※速報については、大型機から小型機まで含めた全機種の実測値平均

※航空機騒音の評価指標（Lden）について

- ・航空機から発生する騒音の影響は、季節ごとに滑走路の使用割合やダイヤが変わることがあるため、1年間の騒音の総エネルギー量で評価します。
- ・時間帯により感じ方が変わるため、よりうるさく感じる時間帯には一定の重み付け（補正）をします。
- ・日中（day）、夕方（evening）、夜間（night）で区分することから、評価指標はLden（エルデン）を用います。

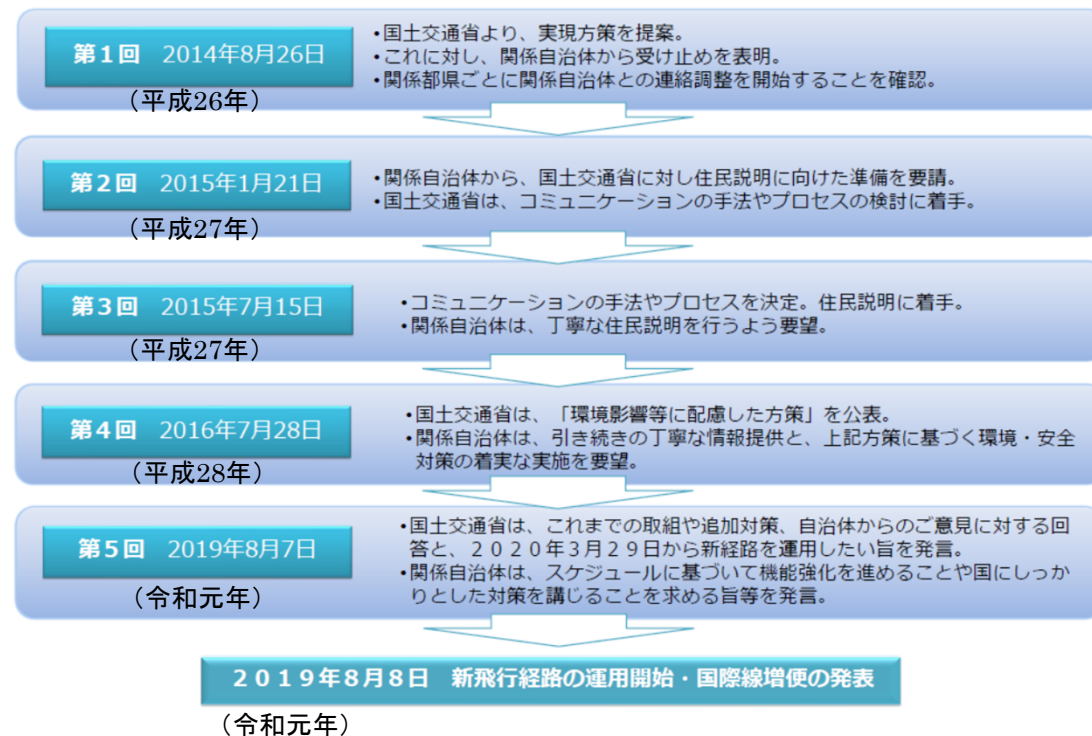


3 機能強化に関わる国の取組経過

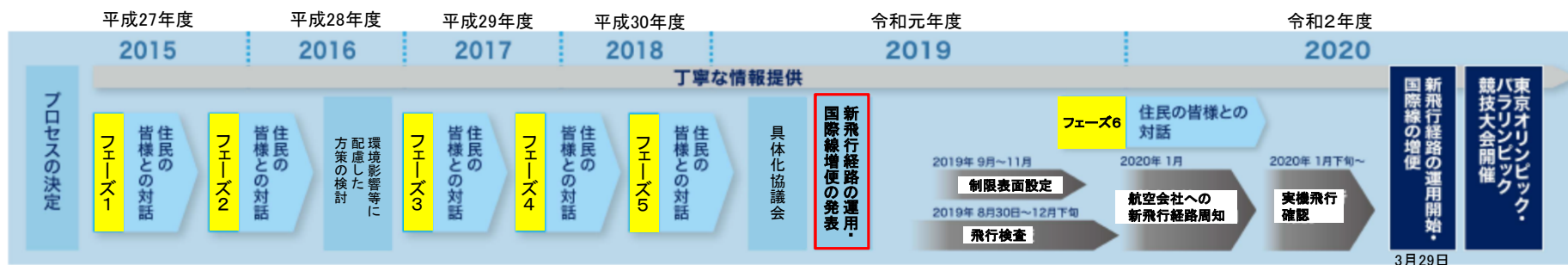
(1) 協議会の設置及び取組経過

- 平成26年8月以降、国は、関係自治体等から構成される「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会（以下「具体化協議会」という。）」にて、国際線増便の実現方策の提案や、住民説明等の対応を示し、関係自治体からの丁寧な住民説明や環境・安全対策の着実な実施等の要望を受け止めながら、取組を進めてきた。
- 並行して、平成27年以降、国は経路下の1都2県の関係住民に対して6回の説明会（フェーズ1～6）を開催し、来場者からは騒音・安全対策、情報提供等について意見が寄せられた。

■具体化協議会の取組経過



■情報提供の取組経過



出典：「羽田空港のこれからver6.0.1」（国土交通省）より抜粋 ※一部加筆

(2) 地元対応等

○平成26年8月の第1回具体化協議会にて、国から南風時の15～19時に、B滑走路を使用して川崎側に離陸する経路を含めた新飛行経路案が示されたことを受け、9月に大師地区町内会連合会内に航空機対策協議会（以下「対策協議会」という。）が設置された。

○また、平成26年12月に、対策協議会から国による説明会の開催を求める要望書が提出されたことを受け、平成27年5月から現在まで、国は対策協議会に説明を19回実施した。

※今回の陳情と同要旨を含む令和2年陳情第62号は、令和2年及び令和4年のまちづくり委員会で審査し、継続審査となっていたが令和5年3月の任期末の議会において審査を終了しなかったため、審議未了廃案となっている。

年度	国の地元説明等
H27	5月、6月、11月、12月、3月（計5回） 国が対策協議会へ説明を実施 3月 対策協議会等への空港現地見学会実施
H28	5月、9月、11月（計3回） 国が対策協議会へ説明を実施 5月 対策協議会等への現地視察会実施（浮島） 7月 国が殿町小学校で説明会（教室型）を開催
H29	10月、1月（計2回） 国が対策協議会へ説明を実施 6月 情報発信ブースの設置（大師支所） 12月 国所有の飛行検査機で騒音体感を実施
H30	5月（計1回） 国が対策協議会へ説明を実施 6月 情報発信ブースの設置（大師支所）
R元	8月、12月（計2回） 国が対策協議会へ説明を実施 6月 情報発信ブースの設置（大師支所） 2月 実機飛行確認を実施
R2	8月（計1回） 国が対策協議会へ説明を実施 12月 国が対策協議会へB滑走路離陸の飛行経路現地確認会を開催 1月 運用状況のチラシを各戸配布（川崎区内）
R3	7月、1月（計2回） 国が対策協議会へ説明を実施 5月、10月 運用状況のチラシを各戸配布（川崎区内） 10月 国が対策協議会に対し、B滑走路離陸の飛行経路現地確認会を開催
R4	7月、2月（計2回） 国が対策協議会へ説明を実施 9月 運用状況のチラシを各戸配布（川崎区内）
R5	7月 国が対策協議会に対し、B滑走路離陸の飛行経路現地確認会を開催 2月（計1回） 国が対策協議会へ説明を実施

※上記のほか、新飛行経路に近い大師地区東部の町内会や臨海部企業、キングスカイフロントの研究開発機関等へ適宜、情報提供を実施

4 新飛行経路の運用に関する本市の対応

- 本市では、これまで石油コンビナート上空飛行をはじめとして、新飛行経路の運用に係る必要な対応を国に対し求めてきた。
- 令和元年8月、国が令和2年3月29日から新飛行経路を運用する旨を発表した。
- 令和元年10月、これまで要望してきた趣旨に基づき、騒音や安全性等に係る生活環境への影響等に十分配慮するとともに、運用後の対応を含め、改めて要望を行った。
- さらに、令和2年2月の実機飛行確認における地元住民等の意見を踏まえ、3月26日に国土交通大臣宛てに要望を行った。

(1) 総括的な要望（令和元年10月28日）

要望1 試験飛行の実施にあたり、具体的な内容を示すとともに、しっかりと騒音測定を行い経路周辺への影響を確認すること。
あわせて、地元へ適切に情報提供を行うこと。

(回答) 令和2年1月30日以降、新飛行経路の実機飛行による確認を行います。その際には騒音測定局移設予定地の殿町国際戦略拠点等において騒音を測定し影響を確認するとともに、その結果を貴市及び地元の方々に情報提供する予定です。

要望2 新飛行経路の運用に際し、プライベートジェット機等を含めたB滑走路全般の運用が確定次第、早期にその内容を示すこと。

(回答) B滑走路全般の運用については確定後速やかにお示ししますが、離陸機については、長距離国際線の制限（低騒音機（B787、A350等）を除き6000km程度未満の路線に制限）、4発機（B747、A340等）の制限、騒音軽減運航方式（急上昇方式や可能な限り早期の旋回開始）の導入を行うことにより環境影響を軽減します。
また、自家用航空機（プライベートジェット機含む）に対しても、航空機メーカーが定める整備や運航に必要な耐空証明に加え、東京国際空港使用の際にはAIC（航空情報サーキュラー）に基づき航空機落下物防止対策の実施や被害者救済制度の同意を義務付けています。

要望3 新飛行経路に対応するため、騒音測定局を現在の殿町小学校から殿町国際戦略拠点内に移設することが予定されているが、新飛行経路運用後、十分情報提供を行うとともに、この他の地点で騒音測定の要望等があった場合は適切に対応すること。

(回答) 新飛行経路運用後は、殿町国際戦略拠点内に移設する騒音測定局にて測定し、結果を随時公開する予定です。また、他の地点での騒音測定の要望等に対しては適切に対応します。

要望4 騒音影響に配慮し、最新の技術開発の動向等に応じ、更なる騒音軽減策の工夫や取組を図ること。

(回答) 新飛行経路導入に向け、着陸料体系の更なる見直しや騒音軽減運航方式の導入など対策を講じていますが、今後も航空機機材の技術革新により騒音影響の軽減に努めてまいります。

要望5 川崎石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについて、その前提となる安全性の確保や事故・災害時の更なる対応強化に関し、具体的な内容を示すとともに、責任を持ってその対応を行うこと。

(回答) 航空機の安全性については、航空機メーカーが定める整備や運航に必要な耐空証明に加え、航空会社等に対する厳正な審査・監査、航空輸送の安全に関わる情報の分析・活用、外国航空機や自家用航空機（プライベートジェット機含む）も含めた航空機落下物防止対策の実施等、安全運航に必要な措置について、責任を持って対応します。川崎石油コンビナート地域上空の飛行制限については、既に見直しに向けた調整を図っていますが、事故・災害時の更なる対応強化に繋がるよう、東京空港事務所も交えて定期的に情報交換を行い、関係機関の更なる連携強化を図ります。

なお、新飛行経路運用後につきましても、空港周辺で航空機事故が発生した場合には、東京国際空港緊急計画に基づき関係機関が連携して救助活動等を行うことになります。

要望6 殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの研究開発への騒音等の影響が生じないように、騒音軽減策を適切に講じるとともに、影響が発生した場合は令和元年8月7日に開催された「第5回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で示された回答に基づき十分に対応すること。

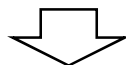
(回答) これまで、研究開発機関等の建物の遮音性能を評価し影響が想定されないことは確認していますが、新飛行経路の運用後、改めて当該地域の騒音調査等を実施するとともに、必要に応じて研究開発機関等への確認を行い、影響が発生した場合には、発生現場にて調査を行い、内容に応じて専門家等の意見を踏まえつつ関係者で連携して対応します。

要望7 新飛行経路運用後についても、継続的に地元へ丁寧な説明を行うとともに、騒音や安全性等について、本市及び市民等より指摘があった場合は誠意を持って対応すること。

(回答) 新飛行経路運用後も地元に対して丁寧な説明を継続し、貴市及び地元住民等のご指摘やご意見には誠意を持って対応します。

要望8 今後も、本市域に騒音や安全性に影響を及ぼす内容の変更をしようとする場合は、事前に本市に情報提供を行うとともに、協議すること。

(回答) 今後、別添「機能強化後の東京国際空港の運用について」の内容で貴市に影響を及ぼす変更をしようとする場合は、事前に情報提供を行うとともに、協議することとします。



本市要望に対し、国が責任を持って適切に対応することを書面にて回答を受け確認した。

(2) 実機飛行確認を踏まえた要望（令和2年3月26日）

○令和2年2月に行われた実機飛行確認において、地元住民から騒音の大きさや圧迫感等に関する意見、研究機関等から企業活動への影響等に関する意見があり、これまで本市が要望してきた騒音・安全対策等の着実な実施に加え、更なる対策強化について、国土交通大臣宛てに要望を行った。

1 騒音・振動影響の軽減対策

- (1) 新飛行経路の運用にあたり、B777-300などの騒音影響の大きな機材から、できる限り影響のない機材へ変更すること。
- (2) 騒音・振動の影響を極力軽減する観点から、影響の大きな機材については、B滑走路からの離陸の運用を早急に見直すこと。

2 防音工事助成制度の拡充

- (1) 従来助成対象でない研究施設等についても、専門家による科学的調査を行い、これに基づき、防音・防振工事助成などの対策を講じること。
- (2) 従来助成対象である住宅や学校、病院等については、新飛行経路の運用時間は限定されているものの、極めて大きな騒音値を計測しており、日常生活に影響を及ぼす実態を鑑み、助成制度の更なる拡充を行うこと。

3 騒音測定局の増設

新飛行経路の運用に伴い、騒音測定局を殿町小学校から殿町国際戦略特区内の国立医薬品食品衛生研究所に移設することとされているが、住宅地への騒音影響を詳細に把握し、市民への丁寧な情報提供を行うために、これまで騒音測定を行ってきた殿町小学校において、引き続き、騒音測定を実施するとともに、その測定値等を市民に対し、随時情報提供すること。

4 コンビナート上空飛行における安全対策

貴省から、コンビナート地域の飛行制限の見直しにあたり、安全運航に必要な措置について、責任を持って対応することの回答を受けておりますが、これを踏まえ、災害予防等に関する情報交換、事故・災害時の具体的な対処方策に関わるオペレーションの確認等の防災対策上の対応を図ること。

5 市民への丁寧な説明

このたびの実機飛行確認において、改めて市民等から騒音対策や安全対策等に関する意見や問合せが多く寄せられていることを踏まえ、引き続き、現地の状況をしっかりと確認するとともに、これを踏まえ、様々な手法を用いて、市民等に対する丁寧な説明を継続すること。

○令和2年度以降は、「国の予算編成に対する要請書」において、騒音・振動対策等の強化について要望を実施

5 本市要望を踏まえた国の対応

(1) 騒音対策

① B滑走路からの長距離国際線離陸の制限

- ・羽田空港からの距離が概ね6,000kmを超えない路線に制限（低騒音機材を除く）

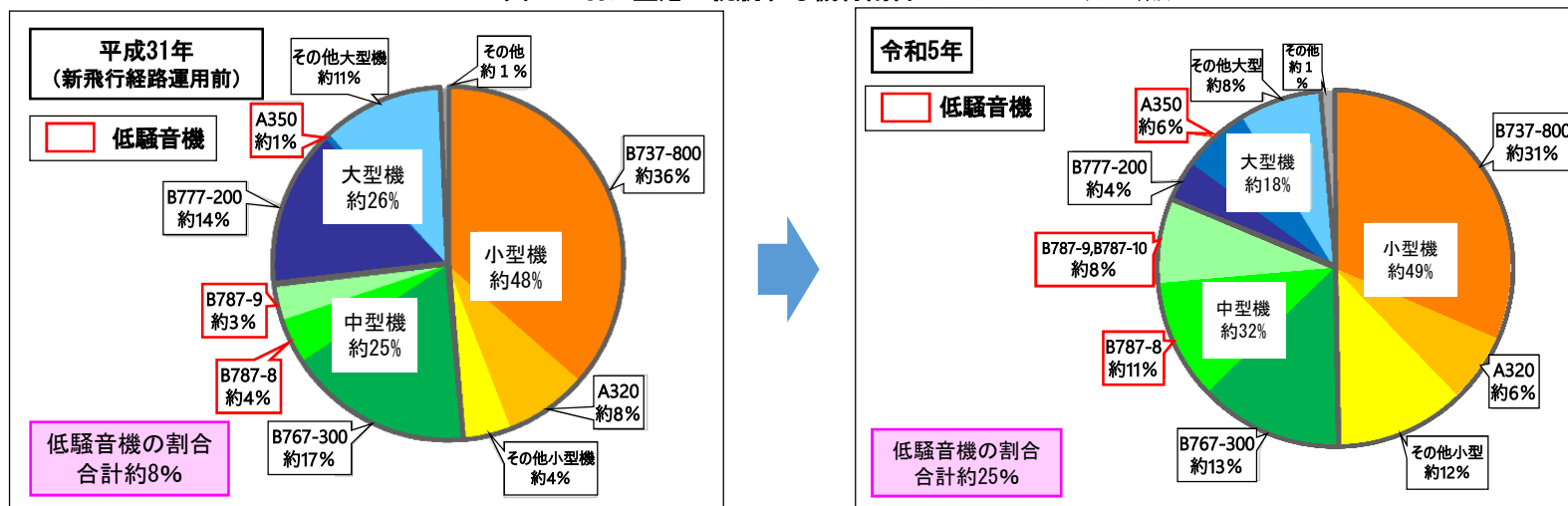
② 国際線の着陸料金体系の見直し

- ・従来、航空機の重量に単価を掛けていた着陸料金体系について、平成29年4月からは重量に加え、騒音量を加味した料金体系に改正
- ・さらに、令和2年1月からは、騒音値が大きい機材の単価を更に引き上げ、低騒音機材の単価を更に引き下げることで、低騒音機材の導入を促進

③ 低騒音機の導入促進

- ・国は、国内航空会社に対して、可能な範囲で騒音の小さな機材を選択することを要請
- ・大手国内航空会社はB777(大型機)の退役を進めるとともに、低騒音機を導入するなど保有機材の見直しを実施中

図3 羽田空港に就航する機材割合 ※ヘリコプターを除いて集計

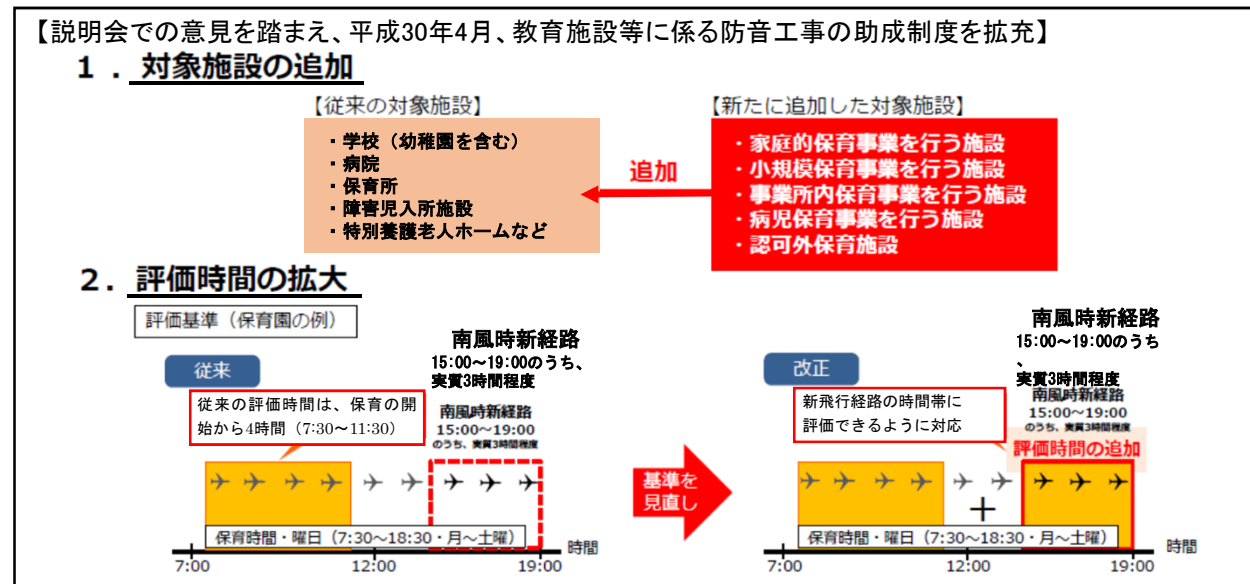


出典：「羽田空港のこれから」（国土交通省）より抜粋 ※一部加筆

④ 騒音軽減運航方式等の採用

- ・B滑走路離陸機について、可能な限り早く高度を確保する急上昇方式及び可能な限り早期の旋回を開始することで、離陸直後の騒音影響を軽減

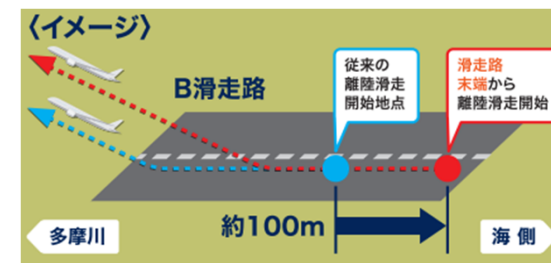
⑤「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）」による住宅、教育施設等の防音工事助成制度



出典：「羽田空港のこれからver6.0.1」（国土交通省）より抜粋 ※一部加筆

⑥大型機におけるB滑走路末端からの離陸滑走等

- ・ B滑走路から離陸する大型機の一部について、原則、滑走路末端から離陸する運用を、令和4年11月1日から開始。これにより陸域の通過高度の引上げや早期の旋回が可能となり、騒音の軽減対策を強化



出典：「羽田空港のこれから」（国土交通省）より抜粋 ※一部加筆

⑦殿町小学校等での騒音測定

- ・ 騒音発生状況のよりきめ細かな把握や丁寧な情報提供ができるよう、令和2年度から殿町小学校及び川崎生活環境事業所において、騒音値の短期測定を実施
- ・ 殿町小学校においては、騒音の測定方法を短期測定から騒音測定局設置による継続的な測定に切替え、住宅地での騒音の影響をより把握できるよう、令和5年4月から測定を開始

(2) 安全対策

① 落下物対策の強化

- ・ 落下物防止対策の義務化や駐機中の機体チェックの強化、部品欠落の報告制度の拡充など、「未然防止策の徹底」と「事案発生時の対応強化」を実施。さらに、令和6年1月に、落下物防止対策基準を改正し、対策を強化

② 事故・災害時の更なる連携強化等

- ・ 羽田空港の周辺における災害対応にあたって、「東京国際空港緊急計画」等に基づき対処する体制が整備されているが、東京空港事務所と本市による更なる連携強化を図ることを目的とした連絡会を年2回開催するとともに、令和3年以降、航空機事故の発生に起因する図上訓練を実施。訓練内容は、事故発生時の各関係機関の活動内容の確認や、東京空港事務所から受けた事故情報を関係局区で情報共有など
- ・ 令和6年1月2日に発生した、羽田空港における衝突事故を踏まえ、国は「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置し、さらなる安全・安心対策について検討中。この事故を受け、本市と対策協議会は国に対し、事故の原因究明・再発防止やさらなる安全対策等について要望を実施

(3) 地元説明・情報提供

① 地元への継続的な説明・情報提供

- ・ 羽田空港の運用状況・最新の動向を広くお知らせするために、ニュースレターの発行（区役所等に配架）やチラシを各戸配布
- ・ 地元や企業等への継続的な説明として、対策協議会や殿町3丁目地区連絡協議会、川崎臨海部防災協議会など様々な場で継続的な説明・情報提供を実施
- ・ HPやコールセンター、御意見はがき等で随時、意見募集を実施

② 新飛行経路運用情報の定期報告

- ・ 騒音測定結果や部品欠落件数等の新飛行経路運用情報について、HPやチラシ等を活用して定期的な情報提供を実施

■ 定期的に情報提供を行う項目

項目		各ダイヤごと (概ね半年に1回)	2ヶ月に 1回
【騒音対策】			
	各騒音測定局における騒音測定結果	○	○※
	全体の騒音分析	○	
	就航機材割合	○	
【落下物対策】			
	部品欠落件数及び欠落部品内容	○	○
	落下物防止対策基準の拡充 (拡充する場合)	○	
	駐機中の機体チェック件数・ ランプインスペクション実施状況	○	
【その他】			
	新飛行経路の運用時間・運航便数	○	○
	北風・南風の運用割合	○	○
	新飛行経路を運航した航空機の航跡図	○	○
	ゴーアラウンド発生状況	○	

※2ヶ月に1回の騒音測定結果公表のほか、1ヵ月ごとに速報値も公表
出典:「羽田空港のこれから」(国土交通省HP)より抜粋

6 川崎市子どもの権利に関する条例等

- 本条例は、子どもの権利について子どももおとなも共通に理解し、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくという思いで、平成12年12月21日制定、平成13年4月1日施行している。
- この条例では、子どもの権利や理念、子どもの生活の場に応じた権利保障のあり方等を定めており、子どもの権利を以下に示す7つの柱にまとめている。
- また、子どもの権利が総合的かつ計画的に保障されることを目的として「川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定している。

■子どもの権利

自分らしく育ち、学び、生活していくために大切な子どもの権利を、7つの柱にまとめています。

川崎の子どもたちの声をいかしてまとめられたこれらの権利を大切にしていけることが求められています。

1 安心して生きる権利（第10条）

- ・子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別や暴力を受けず、平和と安全な環境の下で生活することができます。

2 ありのままの自分である権利（第11条）

- ・子どもは、個性や他の人との違いが認められ、人として大切にされるとともに秘密が守られ、安心できる場所で自分を休ませることができます。また、「子どもだから」という理由で差別は受けません。

3 自分を守り、守られる権利（第12条）

- ・子どもは、自分を守るために、保護されたり、その場から逃れたり、安心して相談したりすることができます。

4 自分を豊かにし、力づけられる権利（第13条）

- ・子どもは、遊んだり、学んだり、いろいろなことに参加して豊かに成長します。そして、そのような活動を支援してもらうことができます。

5 自分で決める権利（第14条）

- ・子どもは、自分に必要な情報や助言を得て、自分のことを年齢と成熟にあわせて決めることができます。

6 参加する権利（第15条）

- ・子どもは、自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会に参加したりすることができます。

7 個別の必要に応じて支援を受ける権利（第16条）

- ・子どもは、国籍や民族、宗教などの違い、性別や障害などを理由として差別を受けることはありません。また、障害のある子どもや外国人の子どもが、自分らしく生き、社会への積極的な参加ができるように、その子どもにあわせて支援を受けることができます。

（川崎市子どもの権利に関する条例パンフレットより抜粋）

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（令和5～7年度）

＜基本目標＞

- （1）子どもの安心と自己肯定感の向上
- （2）子どもの意見表明・参加の推進
- （3）子どもにやさしいまちづくりの実現

＜施策の方向＞

I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

- ・子どもの権利について、多くの人にしてもらったり、子どもの権利について学習できるようにします。

II 個別の支援

- ・子どもが生まれた国や家庭のちがい、障害があるなどで差別を受けることなく、必要な手助けが受けられ、お互いのちがいを認め合ってだれもがくらしやすいようにします。

III 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

- ・家庭、保育園・幼稚園、学校や、地域など、子どもが過ごすところで子どもの権利が守られるようにします。

IV 子どもの参加

- ・いろいろなところに子どもが参加して、意見を出し、その意見ができるだけ取り入れられるようにします。

V 相談及び救済

- ・子どもが相談しやすい雰囲気をつくり、困りごと（課題）や悩みの内容にそって話を聴き、解決を目指します。

（第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 パンフレットより抜粋）

7 陳情に対する本市の見解

(1) 陳情第53号の要旨

- 地元に足を運び、直下の子どもたち、保護者の皆さんの声を聴いてください。
- その結果を「実態調査」としてまとめ、公表してください。

(2) 陳情に関わる取組状況

本市としては、羽田空港の機能強化の必要性を認識する一方で、令和元年に国に対して、地元住民への説明や安全・騒音対策等について総合的な要望を行い、これに対し、国からは、責任を持って適切に対応することが書面にて示されている。

①地元住民への説明等

- 地元の25町内会で構成される対策協議会に国及び本市が出席し、地域の御意見等を伺うとともに、国は対策協議会へ羽田空港の運用情報等について継続的な説明・情報提供を実施している。
- また、国は「殿町3丁目地区連絡協議会」や「川崎臨海部防災協議会」などを通じて臨海部企業等への、継続的な説明・情報提供を実施している。
- 国は、HPやコールセンター、御意見はがき等で随時、意見募集を実施し、その内容を含む新飛行経路の運用情報について、チラシの各戸配布やニュースレターの発行などにより公表している。
- 本市に寄せられた地元住民等の御意見等については、その内容を国へ伝え、対応を求めている。

②安全対策

- 国は、航空機の安全対策を積み重ね、事故の発生を防ぐあらゆる取組を行っていることを示しており、引き続き落下物防止等の安全対策の強化を図るとともに、東京空港事務所と本市の連絡会を設置し、事故・災害時の連携強化の取組を進めている。

③騒音対策

- 航空機騒音については、環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準として、専ら住居の用に供される地域ではLden57dB以下、それ以外の地域ではLden62dB以下という環境基準が定められている。また、国は、住宅や教育施設等において、一定の基準を超える航空機騒音の影響がある場合に対し、防音工事の助成を進めている。 ※Lden：航空騒音の評価指標（詳細はP3の下段「※航空機騒音の評価指標（Lden）について」参照）
- 国は、殿町小学校において、騒音の測定方法を短期測定から騒音測定局設置による継続的な測定に切替え、住宅地での騒音影響の詳細な把握や、丁寧な情報提供に努めている。
- 新飛行経路の運用時間について、国は、義務教育等の時間帯を踏まえ、15時～19時のうち3時間程度として設定しており、新飛行経路周辺の小学校では、おおむね15時までに授業を終えている。

(3) 本市の見解

国は、安全対策、騒音対策などの取組を行うとともに、様々な機会をとらえ御意見、御要望を伺っており、そうした取組内容について様々な手法により情報提供を行っております。本市としては地元住民等から寄せられた御意見等を伝えるとともに、引き続き要望事項の着実な取組を求め、国の対応状況を確認してまいります。